

## ■特定創業支援事業について

### ●特定創業支援事業を受けるメリット

瑞浪市創業支援事業計画の中で定められた特定創業支援事業である「創業支援セミナー」を受講し瑞浪市から証明書が発行されると下記のメリットがあります。

#### メリット1

##### 会社設立時の登録免許税の軽減

「創業前の個人」又は「創業後5年未満の個人」が、市内に法人設立する際の登録免許税が軽減  
株式会社：資本金の0.7% → **0.35%**（最低税額15万円 → 7.5万円）

合同会社：資本金の0.7% → **0.35%**（最低税額6万円 → 3万円）

合名・合資会社：1件につき6万円 → **3万円**

※創業前または創業後5年未満の方（個人のみ）で、市内で会社を設立する方が対象となります。（すでに会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外です）

#### メリット2

##### 信用保証協会が実施する創業関連保証の特例の拡充

事業開始2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始**6ヶ月前**から利用可能

※事業開始6ヶ月前から創業後5年未満の方が対象となります。

#### メリット3

##### 日本政策金融公庫の融資制度である「新創業融資制度」の自己資金要件の充足

「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」の要件が充足した  
ものとして利用可能

※「新創業融資制度」とは、各種条件を満たした上で、新たに事業を始める方又は事業開始後間  
もない方を対象にした無担保・無保証人の融資制度（融資限度額3,000万円）です。

※創業前又は創業後税務申告を2期終えていない方で新たに営もうとする事業について適正な事  
業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方が対象となります。

#### <注意事項>

メリットを受けるためには、条件及び審査などがあります。証明書の発行を受けた方全員がこのメ  
リットを受けられるわけではありません。

### ●特定創業支援事業を受けたことの証明書について

特定創業支援事業を受けた方に証明書を発行します。

証明書が必要な方は、次の書類を瑞浪市役所商工課に提出してください。

**提出書類** 交付申請書 2部（市のホームページでダウンロードできます）  
※開業済みの場合は、税務署受付印が押印された「開業届」の写しを添付

**交付申請期限** 特定創業支援事業である「創業支援セミナー」受講修了から3年以内

<注意事項> 証明書は即日発行ではありません。

問合せ先

瑞浪市役所商工課 電話：0572-68-2111（代表）

ホームページ：https://www.city.mizunami.lg.jp/sangyou\_business/kigyoushien/1002463.html

令和4年2月発行

# 瑞浪市は応援します！

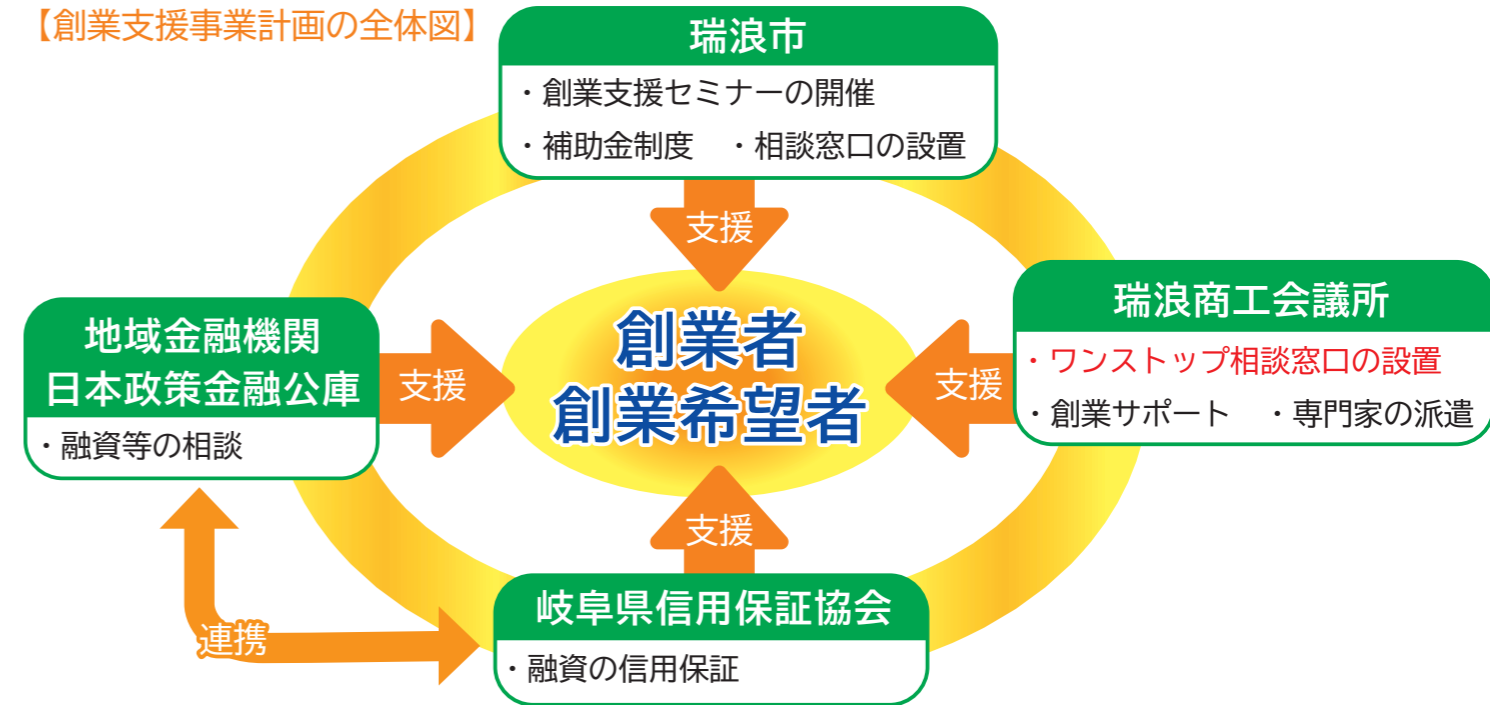
## あなたの夢を！！

# 創業支援のご案内

市内における創業を支援するため、瑞浪市では創業支援事業者と連携して実施する創業支援内容をまとめた「創業支援事業計画」を策定し、平成27年10月に国から認定を受け、令和2年には計画期間を令和5年度まで延長しました。

この計画に基づき、市と創業支援事業者と協力して、瑞浪市で創業したい方や創業して間もない方を支援します。

#### 【創業支援事業計画の全体図】



## ■創業支援ワンストップ窓口

瑞浪商工会議所では、創業に関する疑問や課題を解決するためのワンストップ相談窓口を設置しています。

この相談窓口では、相談者の相談内容に応じて、市や創業支援事業者が提供する最適なサービスへとつなぎ、創業のお手伝いをします。

|         |  |
|---------|--|
| 場 所     | 瑞浪商工会議所（瑞浪市寺河戸町1043番地の2）<br>電話：0572-67-2222                          |
| 時 間     | 午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）  |
| 業 務 内 容 | ・創業支援に関する相談及び情報提供<br>・各種創業支援事業の紹介や金融機関窓口等の紹介<br>・専門相談員による個別相談（事前予約制） |

## 創業支援の内容

### ● 瑞浪商工会議所の支援

| 制度                   | 内容   |
|----------------------|--|
| ワンストップ相談窓口<br>創業サポート | 市や地域金融機関等の創業支援事業や適切な窓口の紹介、相談内容に応じた専門知識や経験を有する人材の派遣などを行います。 |
| 経営相談窓口               | 中小企業診断士等、専門の相談員が経営全般の相談をお受けします。                            |
| 補助金等の申請書作成<br>サポート   | 補助金等の申請をするために必要な書類の書き方をアドバイスします。                           |

※上記支援制度は、無料で受けることができます。

### ● 地域金融機関の支援

地域の各金融機関等では、次のとおりそれぞれが独自に創業支援に取り組んでおります。

※金融機関名は五十音順

#### 大垣共立銀行

OKB大垣共立銀行は、平成28年5月2日、創業前または創業して間もない皆さまのご要望に応えるために「OKB創業・ベンチャーサポートデスク」を創設しました。本デスクにはフリーダイヤルを設け、担当者が外部機関と連携して、ビジネスプランの作成等のご支援、資金計画・融資のご相談に応じています。また、OKB大垣共立銀行が主催する各種商談会等を通じ、创业者の販路拡大をご支援させていただきます。

 大垣共立銀行 瑞浪支店  
電話：0572-68-8855

#### 十六銀行

十六銀行では、地域の創業支援機関の皆さまと連携し、営業店・本部が一体となり、創業支援を行っています。

- 創業窓口相談：事業計画策定・資金調達などの創業に関するご相談を随時承ります。
- 創業サポートデスク：平成27年2月に創業希望者の専用窓口を開設しました。
- 創業サポートセミナー開催：創業にあたって必要な情報提供等を行っています。
- 创业者専用の融資商品：営業店窓口でご相談を承ります。

 十六銀行 瑞浪支店  
電話：0572-68-3106

#### 陶都信用農業協同組合

瑞浪市内の6店舗（瑞浪支店・上野町支店・稲津支店・釜戸支店・日吉支店・陶支店）の窓口・渉外係にて創業にあたってのご相談を承り、支援等を行っています。

なお、岐阜県信用保証協会の県創業支援資金の利用をはじめ、農業関連の創業につきましては岐阜県信用農業基金協会の活用により対応させていただきます。

 陶都信用農業協同組合 瑞浪支店 電話：0572-68-5125

 陶都信用農業協同組合 上野町支店 電話：0572-68-4107

 陶都信用農業協同組合 稲津支店 電話：0572-68-3158

 陶都信用農業協同組合 釜戸支店 電話：0572-63-2321

 陶都信用農業協同組合 日吉支店 電話：0572-69-2221

 陶都信用農業協同組合 陶支店 電話：0572-65-2711

### ● 瑞浪市の支援

| 制度                    | 内容   |
|-----------------------|--|
| 創業支援セミナー<br>※特定創業支援事業 | 経営・財務・人材育成・販路開拓などの創業に必要な専門的な知識について学べる連続講座を開催します。   |
| 瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金    | 瑞浪市内で創業・第二創業をする方を対象として、創業する際に必要な設備資金（店舗の改修工事や機械の購入等）の一部を補助金として交付します。補助金上限額 創業：500万円、第二創業：300万円 |
| 創業支援相談窓口              | 市の補助制度等の案内を行います。また、ホームページや創業支援リーフレットを活用し、各創業支援事業者の窓口の周知を行います。                                  |

※特定創業支援事業とは？

創業を希望される方を継続的に支援する、創業に必要な4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）のすべてが習得できる事業をいいます。（裏面「特定創業支援事業について」参照）

#### 東濃信用金庫

●創業・起業をご検討される方々のために創業休日相談会を開催しています。

開催日程：毎月第2土曜日 開催場所：とうしん学びの丘 “エール”

（問合せ先）とうしん地域活力研究所 電話：0572-25-2280

平日：午前9時～午後5時 第2土曜日：午前9時～午後5時

●創業に関する融資のご案内

創業資金のご相談は当金庫窓口または渉外係にて承っておりますので、お気軽にご相談ください。

 東濃信用金庫 瑞浪支店 電話：0572-67-1144

 東濃信用金庫 稲津支店 電話：0572-68-2161

 東濃信用金庫 釜戸支店 電話：0572-63-2341

#### 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者・創業企業の皆さまへの事業資金融資などを行う100%政府出資の政策金融機関です。女性・若者・シニア起業家、地域・社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネスや飲食業・理容業・美容業などの生活衛生関係の事業を始める方などご相談いただく方のニーズに応じ、無担保・無保証人での融資など皆さまの創業を支援する様々な融資制度をお取扱いしています。

 日本政策金融公庫 多治見支店  
電話：0572-22-6341

#### 岐阜県信用保証協会

岐阜県信用保証協会では、創業をお考えの方や創業して間もない方を対象とする制度として「創業支援資金（県創業）（県羽ばたき）」がございます。

| 制度名   | 対象者                    | 保証限度額              | 保証期間          | 融資利率                      | 保証料率   |
|-------|------------------------|--------------------|---------------|---------------------------|--------|
| 県創業   | ①新規開業者<br>②県内事業歴1年未満の方 | 運転4,000万円<br>設備1億円 | 運転7年<br>設備15年 | 1.2%（償還期間が10年を超える場合は1.6%） | 年0.00% |
| 県羽ばたき | 事業歴1年以上5年未満の方          | 2,000万円            | 運転7年<br>設備10年 | 1.2%                      | 年0.00% |

 岐阜県信用保証協会 多治見支店  
電話：0572-22-3100

※上記制度は岐阜県が全額保証料を補給します。詳細は、当協会ホームページをご覧ください。